

市職員などの給与を公表

人件費の状況

平成25年4月1日現在の市の三役、市議会議員、市職員の給料・手当などを公表します。

※三役、市職員の給料は、国の臨時特例法に基づき、25年7月から26年3月まで平均3.4%下記の額より引き下げています

人件費の決算状況 (24年度決算・普通会計)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	23年度
12,180,541千円	2,401,812千円	19.7%	19.2%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬等を含みます

職員給与費の状況 (25年度予算・普通会計)

職員数(A)	給与費				1人あたりの給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
279人	1,043,382千円	156,909千円	373,903千円	1,574,194千円	5,642千円

職員手当の状況 (25年度)

区分	主な内容		
期末手当 勤勉手当	6月期	1.225月分	0.675月分
	12月期	1.375月分	0.675月分
	計	2.60月分	1.35月分
退職手当	自己都合	勤続20年 23.03月分	勤奨・定年 30.87月分
	勤続25年	32.83月分	38.955月分
	勤続35年	46.55月分	55.86月分
	最高限度額	55.86月分	55.86月分
	1人あたりの平均支給額	25,158千円(24年度)	
特殊勤務手当	徴収事務従事手当 動物の死体及び汚物処理従事手当 消防署勤務手当 用地交渉従事手当 感染症防疫作業に従事する職員		
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外6,500円 (扶養親族のうち満16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算)		
住居手当	借家23,000円までの場合12,000円を引いた額		
通勤手当	交通機関利用の場合 55,000円まで 自家用車の場合2,000円～24,500円		
時間外勤務手当	支給総額 85,625千円(24年度) 1人あたりの年額 306千円		

等級別職員数の状況 (25.4.1現在) 職員数 309人

区分	主な補職内容	職員数	構成比	区分	主な補職内容	職員数	構成比
1級	主事	11	3.6%	5級	主幹	36	11.6%
2級	主事	58	18.8%	6級	課長	22	7.1%
3級	主査	83	26.9%	7級	部長	9	2.9%
4級	主任	53	17.1%	技能労働職	運転手 調理師 施設員	37	12.0%

特別職等の報酬 (25.4.1現在)

市長	850,000円	議長	440,000円
副市長	710,000円	副議長	370,000円
教育長	530,000円	議員	350,000円
期末手当	6月期 1.40月分	12月期	1.55月分

国と比較した平均給料月額 (25.4.1現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料額	平均年齢	平均給料額	平均年齢
勝山市	312,769円	41年5月	304,739円	52年1月
国	307,220円	43年1月	272,119円	49年9月

※国は「給与と定額・臨時特例法」に基づく給与減額措置(▲5～10%)後の額です

国と比較した初任給 (25.4.1現在)

区分	高校卒初任給	高校卒2年目	大学卒初任給	大学卒2年目
勝山市	140,100円	144,500円	161,600円	172,200円
国	140,100円	144,500円	172,200円	178,800円

職員の経験年数平均給料 (25.4.1現在)

(一般行政職 (大学卒))		
7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
237,000円	260,612円	305,358円

部門別職員数の状況 (各年の4.1現在)

部門	区分	職員数(人)			対前年増減数(人)		
		H23	H24	H25	H23	H24	H25
一般	議会	5	4	4		△1	
	総務	53	53	50	△1		△3
	税務	15	14	16	△1	△1	2
	農水	17	16	16		△1	
	商工	12	12	11	1		△1
	土木	26	27	25	2	1	△2
小計	128	126	122	1	△2	△4	
福祉	民生	37	37	36			△1
	衛生	16	16	15	1		△1
	小計	53	53	51	1		△2
一般行政計		181	179	173	2	△2	△6
特別行政	教育	73	72	71	△2	△1	△1
	消防	36	37	37		1	
	小計	109	109	108	△2		△1
公営企業等	水道	4	4	4	△1		
	下水道	6	6	7	△1		1
	その他	17	17	18			1
	小計	27	27	29	△2		2
総合計		317	315	310	△2	△2	△5

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者を含み、臨時または非常勤職員を除いています(教育長を含む)

国民健康保険税も社会保険料控除に該当します

国保

確定申告で社会保険料控除の申告をする際には、国民健康保険税の納付済額も対象になり、所得合計金額から差し引くことができます。

平成25年1月1日から同年12月31日までに納付された金額で、納期末到来分の保険税を既に納付されている場合や過年度の(遅れていた)保険税を納付された場合の税額も含まれます。

納付の方法	申告できる方
現金納付	実際に支払いをされた方
口座振替	当該口座名義の方
特別徴収(年金天引き)	当該年金受給者

- 領収証書や預金通帳の日付をご確認の上、該当する1年間に納付した合計額を算出して、申告用紙へ記入してください。(領収証書は添付不要です)
- 還付があった場合には、その分の金額を差し引いて申告してください。

☎ 税務課 (市役所1階) (☎88-8101)

非自発的失業者の国保税の軽減について

リストラや会社の倒産など事業者の都合で離職された方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

【対象となる方】

- ◎離職時65歳未満の方
 - ◎ハローワークで交付された「雇用保険受給資格者証」の離職理由コード(2桁の番号)が11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当する方
- ※詳細については下記までお問合せください

☎ 市民課 (市役所1階)
☎88-8102

～年金を受給している方へ～

「平成25年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます

年金

厚生年金保険、国民年金等から支給される老齢年金などは雑所得として所得税がかかります。日本年金機構から源泉徴収票が送付されますので、確定申告の際に添付してください。※障害年金や遺族年金は所得税の課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません

○源泉徴収票の送付時期

1月末までに順次送付

○所得税が年金から源泉徴収される方

- ・65歳未満で受給額(年額)が108万円以上の方
- ・65歳以上で受給額が158万円以上の方

○確定申告が必要な方

2か所以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に所得がある方

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は所得税の確定申告をする必要がなくなりましたが、市・県民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、税務課にお尋ねください。

○源泉徴収票の再交付について

過去8年分の再交付が可能です。基礎年金番号の分かるものをご用意のうえ、年金事務所までお申し込みください。

☎ 市民課 (市役所1階) ☎88-8102
税務課 (市役所1階) ☎88-8101
福井年金事務所 ☎0776-23-4518